

特別支援学校における医療的ケアに関する実態調査報告

—医療的ケアの実態及び移動手段や宿泊を伴う活動等の対応を中心に—

大崎博史*・新平鎮博**・小澤至賢*・齊藤由美子***

(*情報・支援部) (**研究企画部) (***)研修事業部)

要旨：平成27年に実施した標記調査から、特に医療的ケアの実態及び移動手段や宿泊を伴う行事等の対応状況を中心に結果を分析した。その結果、複雑化する医療的ケアの実態や各学校での対応の違いが明らかになり、今後、基礎的環境整備の面でのより一層の充実を図る必要があることが示唆された。

見出し語：医療的ケア、特別支援学校、移動手段、宿泊を伴う活動

I. 目的

特別支援学校では、平成17年度から「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて（通知）」（16国文科初第43号）により、医療的ケアの実施が認容された。その後、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」及び「社会福祉法の一部改正」（以下、改正社会福祉士及び介護福祉士法）に伴い、平成24年4月より特別支援学校等における医療的ケアの実施に関する新制度への移行がなされた。新制度では、特別支援学校の教員等についても、研修を受ける等、一定の条件の下、たんの吸引等の医療的ケアを制度上実施することができるようになった。本調査は、新制度に移行後の特別支援学校の医療的ケアの現状と今日的課題を探ることを目的としたものである。

本稿では、調査項目の中でも、医療的ケアの実態及び移動手段や宿泊を伴う行事等の対応状況を中心に、現在、特別支援学校で課題となっている事項について述べる。

II. 方法

1. 調査対象

調査対象は、分校、分教室を含む全国の特別支援学校1,272校とした。

2. 調査手続き及び調査期間

対象校の校長（分校、分教室の長）宛に調査票を郵送し、研究所のアンケートサーバーやFAXを利用して回答を求めた。本調査の実施に当たり、本研究所倫理委員会の倫理審査を受けた後、調査対象の学校・学級及び設置者（教育委員会）に調査研究の趣旨を説明し、同意を得た。調査票は、平成26年12月に依頼文書を添えて各学校に送付した。各校の担当教員（学級担任等）が回答し、平成27年2月末日までに返送するよう依頼した。

3. 調査内容

調査票の作成にあたり、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課の調査官2名及び本研究所スタッフ4名とで調査項目に関する協議を行い、質問項目を作成した。

主な調査内容は、以下の通りである。

1) 基本情報

「学校名」、「本校、分校、分教室」、「学校設置都道府県名」、「学校が対応する障害種」、「回答者の職名」、「医療的ケア実施の有無」

2) 医療的ケアの実施について

「1 医療的ケアを実施している人(または実施する予定の人)」、「2 看護師が実施している医療的ケアの内容」、「3 認定特定行為事業従事者である教員が実施している医療的ケアの内容」、「4 てんかん発作時の座薬挿入を行う人」、「5 医療的ケアに

該当するかどうか、迷う行為」、「6 判断に迷う行為をどのようなプロセスを経て判断するか」、「7 医療的ケアを実施するにあたり、課題となっていること」

3) ヒヤリハット・アクシデント事例について

「1 報告されたヒヤリハット事例の件数」、「2 アクシデントの件数」、「3 ヒヤリハットやアクシデントの原因」

4) 移動時及び寄宿舍での対応

「1 登下校の移動手段」、「2 スクールバスの看護師の添乗の有無」、「3 スクールバス乗車に当たっての乗車条件や規則等」、「4 宿泊を伴わない場合の医療的ケアの対応者」、「5 宿泊を伴う場合の医療的ケアの対応者」、「6 寄宿舍の設置の有無と医療的ケア実施の有無、対象者の人数、ケアの内容」、「7 寄宿舍で医療的ケアを対応する人」

5) 医療的ケアの喫緊の課題

「1 法改正以降の課題」、「2 保護者から学校への要望等」、「3 関連分野からの要望」

これらの調査項目の中から、今回は、「1. 基本情報」と「2. 医療的ケア実施について」の1)から4)、「4. 移動時及び寄宿舍での対応」の各項目について結果を分析する。

Ⅲ. 結果

今回の調査では、全国の特別支援学校の本校、分校、分教室1,272校(室)に発送し、1,006校(室)から回答があった。回収率は79.1%であった。

1. 基本情報

1) 本校、分校、分教室別

回答を得られた1,006校(室)の内訳は、本校828校、分校104校、分教室74室であった。(表1)

表1 本校、分校、分教室別の数 (n=1,006)

①本校	828校
②分校	104校
③分教室	74室

2) 学校が対応する障害種(学則その他の設置者の定める規則に記載された種別)(複数回答可)

学校が対応する障害種は、表2の通りである。複数の障害種に対応している学校もあるため、延べ数である。以下、全て校数とする。

表2 学校が対応する障害種 (n=1,006)

障害種	校(室)数
①視覚障害	83校
②聴覚障害	103校
③知的障害	673校
④肢体不自由	320校
⑤病弱	146校

注:複数の障害種に対応している学校もあるため、延べ数である。

3) 回答者の職名(複数回答可)

回答者の職名は、表3の通りである。養護教諭からの回答(431校・室)が多く、次いで教頭からの回答(299校)が多かった。

表3 回答者の職名 (n=1,006)

職名	校(室)数
①学校長	40校(室)
②副校長	56校(室)
③教頭	299校(室)
④教務主任	28校(室)
⑤養護教諭	431校(室)
⑥看護師	120校(室)
⑦医療的ケア委員長	123校(室)
⑧その他	202校(室)

その他の回答として、保健主事、医療的ケア担当、教諭、主幹教諭、総括教諭等の職名があげられた。

4) 医ケアの実施の有無(平成26年12月1日現在)

医療的ケア実施の有無については、表4の通りで

ある。平成26年12月1日現在、医療的ケアを実施している学校は491校あり、回答をいただいた学校の48.8%の学校が医療的ケアを実施していた。

この項目に関しては、質問文が「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対して、医療的ケアを実施していますか。」とあるので、「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒がいるにもかかわらず、医療的ケアを実施していない場合もあるのではないか。」との質問を受けた。今後の検討課題としたい。

表4 医療的ケア実施の有無 (n=1,006)

実施の有無	校数
①はい	491校 (48.8%)
②いいえ	515校 (51.2%)

2. 医療的ケアの実施について

1) 医療的ケアを実施している人(または実施する予定の人)(複数回答可)

各学校で医療的ケアを実施している人(または実施する予定の人)は、図1の通りである。一番多かったのは看護師(特別非常勤講師等の医療的ケアのために配置された者を含む)が454校、次いで認定特定行為業務従事者である教員(または本年度中に認定特定行為業務従事者となり、実施予定の教員)が200校であった。一方で保護者が待機または定時来校している学校も155校あった。

その他の回答として、本人、併置されている病院の看護師、学校介護職員等があげられた。

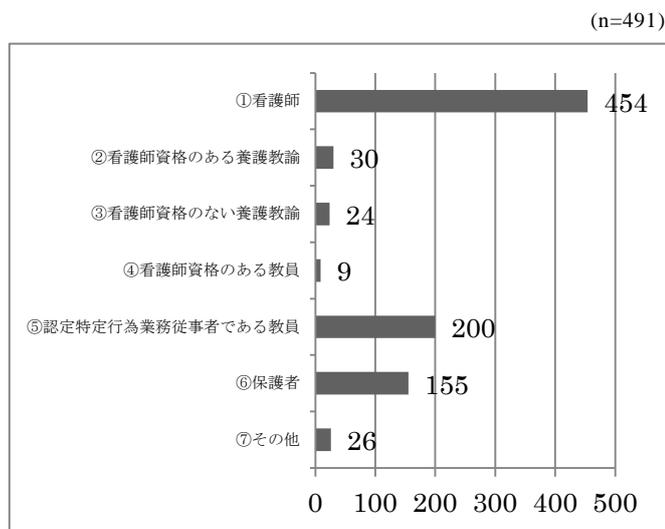


図1 医療的ケアを実施している人と学校・分教室数(以下、分教室も学校数に含む。)

2) 看護師が実施している医療的ケアの内容(複数回答可)

各学校ではさまざまな医療的ケアがなされているが、看護師が実施している医療的ケアの内容は、図2の通りである。一番多い内容は、口腔・鼻腔内吸引(咽頭より手前まで)が367校、次いで、経管栄養(胃ろう)が346校、気管切開部(気管カニューレより)からの吸引が317校、経管栄養(鼻腔に留置されている管からの注入)が293校、気管切開部の衛生管理が289校(室)等であった。

その他の回答として、坐薬の挿入、胃ろう部の衛生管理、カフアシストの使用、義眼の装着、血糖測定、インシュリン注射、人工呼吸器の作動状況の確認、摘便、ストーマ管理、バギング等があげられた。

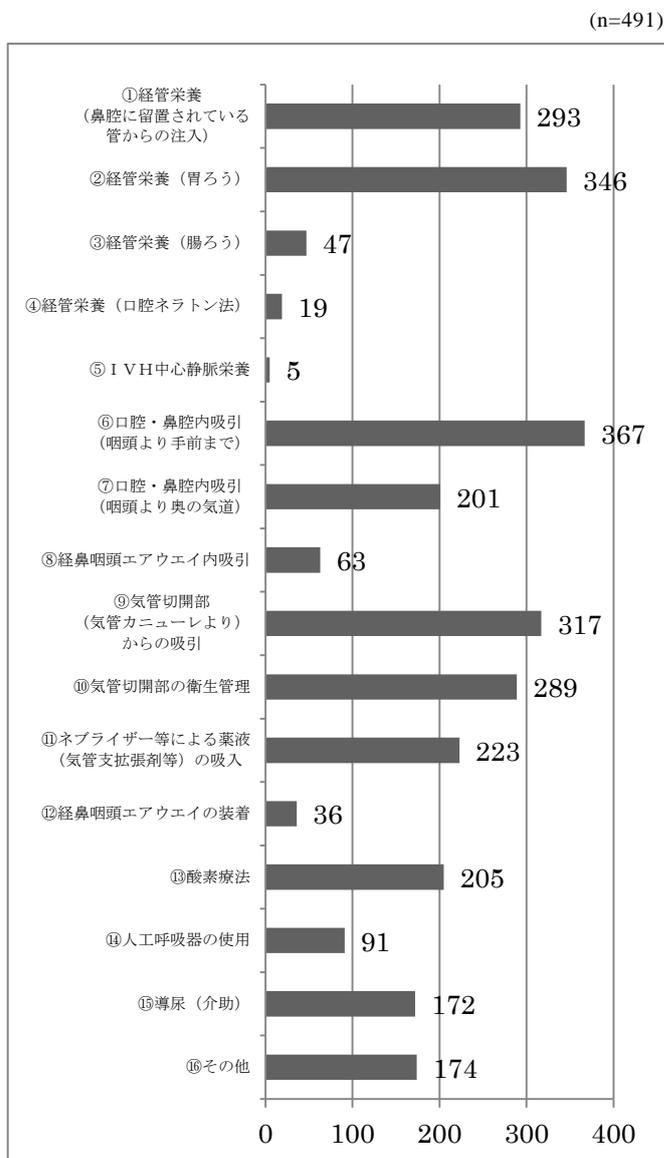


図2 看護師が実施している医療的ケアの内容と実施学校数

3) 認定特定行為事業従事者である教員が実施している医療的ケアの内容（複数回答可）

認定特定行為事業従事者である教員が実施している医療的ケアの内容は、図3の通りである。一番多い内容は、経管栄養（胃ろう）が158校、次いで、口腔・鼻腔内吸引（咽頭より手前まで）が155校、経管栄養（鼻腔に留置されている管からの注入）が131校であった。

その他の項目として、気管カニューレ内部の吸引、人工鼻の着脱、薬液を含まない吸入などがあげられた。

(n=491)

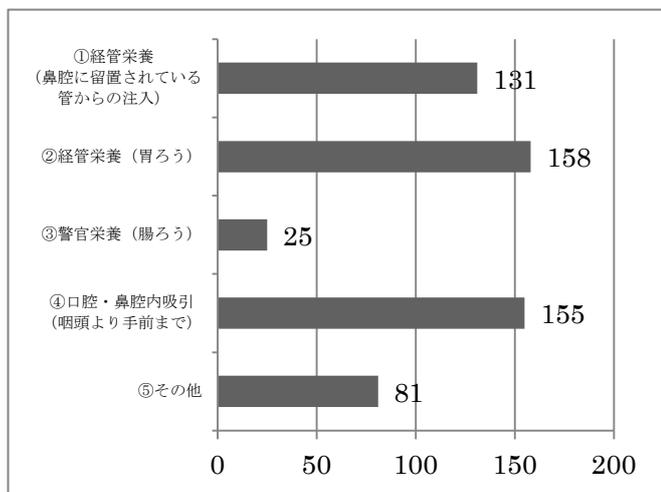


図3 認定特定行為事業従事者である教員が実施している医療的ケアの内容と実施学校数

4) てんかん発作時の座薬挿入を行う人（複数回答可）

各学校で、てんかん発作時に座薬挿入を行う人は、図4の通りである。一番多かったのは看護師（特別非常勤講師等の医療的ケアのために配置された者を含む）が270校、次いで、看護師資格のない養護教諭が226校、看護師資格のある養護教諭178校であった。

その他の回答として、研修を受けた教員、教員（認定証の有無にかかわらず）、寄宿舎指導員、保護者等があげられた。また、職員は座薬挿入をしない、緊急搬送を行う、座薬は預かっていない、医療的ケア対象児は看護師、それ以外は教員と回答したところもあった。座薬挿入については、各学校等によって対応が異なる様子が見える。

(n=491)

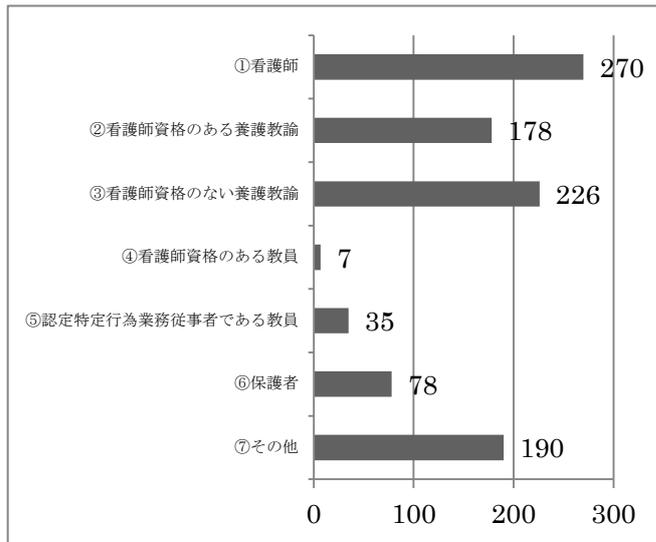


図4 てんかん発作時の座薬挿入を行う人と学校数

3. 移動時及び寄宿舎での対応

1) 登下校の移動手段（複数回答可）

医療的ケアの必要な幼児児童生徒の登下校の移動手段は、図5の通りである。一番多かったのは保護者送迎が443校、次いでスクールバスに乗車が221校、福祉の移動支援事業の活用が178校であった。その他の回答として、車椅子やストレッチャーを利用しての教員による病室等からの送迎、市町村営のバス、民間救急車による送迎などがあげられた。

(n=491)

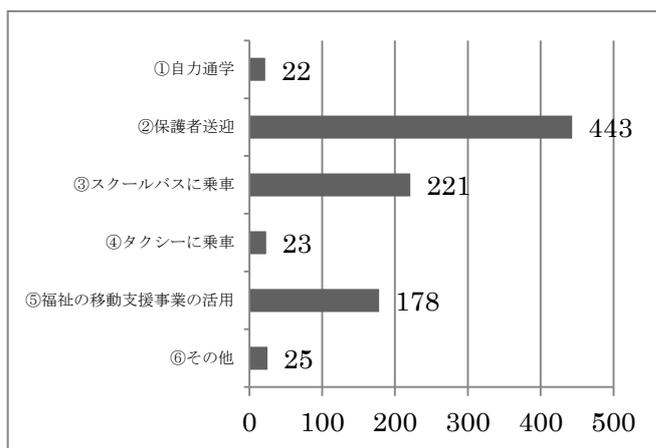


図5 登下校の移動手段と学校数

2) スクールバスにおける看護師の添乗の有無

前問の移動手段で「スクールバスに乗車」と回答した221校に対して、バスに看護師が添乗しているか

を質問した。その結果、表5のように、添乗しているが12校(5.4%)、添乗していないが209校(94.6%)あった。

スクールバスに看護師が乗車していない学校がほとんどであった。

表5 スクールバスへの看護師の添乗の有無

(n=221)

添乗の有無	校(室)数
① 添乗している	12校(5.4%)
② 添乗していない	209校(94.6%)

3) スクールバスに医療的ケアの必要な児童生徒が乗車するときの乗車条件や規則等(一部抜粋)

スクールバスに医療的ケアの必要な児童生徒が乗車するときの乗車条件や規則等は、以下のようなものがあげられた。回答から一部を抜粋して記述する。「乗車条件は個人によって違うが、おおまかには時間を決めて、SpO2やHRの値や全身状態で乗車判定を行っている。また、乗車前には試乗期間を設けて、記録を取り、学校医と確認を行っている。」「介助者なしで座席に座っていただけること、乗車中には、あきらかに医療的ケアが必要にならないことが医師の指示としてあること、緊急時マニュアルが作成されていること(が条件である)。」「バスの中では医療的ケアはしないので、①呼吸状態が不安定な状態が続けば保護者送迎に切り替える、②気管切開があっても15分以内の乗車時間で吸引が必要なければ乗車可能としている。」「乗車前の血糖値を測定し、低血糖が予測される時は、保護者に連絡しジュースを飲む等の対応をして乗車している。」等の回答があげられた。

4) 宿泊を伴わない活動に参加する場合の医療的ケアの対応者(複数回答可)

医療的ケアを必要とする児童生徒が、校外学習等の宿泊を伴わない活動等に参加する場合の医療的ケアの対応者は、図6の通りである。一番多いのは、同行する保護者が324校、次いで看護師(特別非常勤講師等の医療的ケアのために配置された者を含む)が297校、認定特定行為業務従事者である教員(また

は本年度中に認定特定行為業務従事者となり、実施予定の教員)が85校であった。

(n=491)

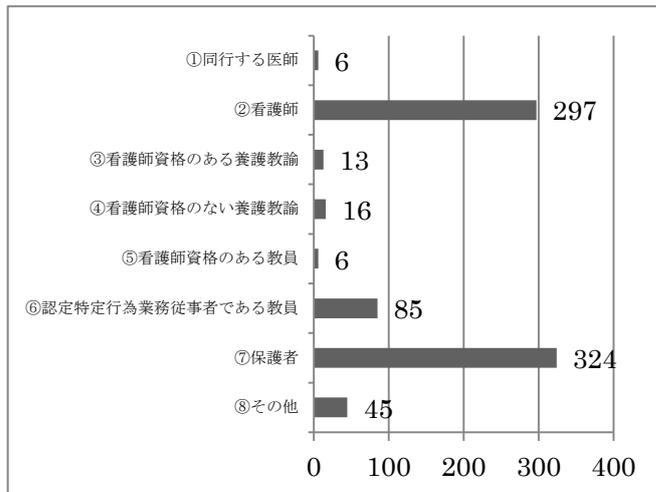


図6 宿泊を伴わない活動に参加する場合の医療的ケアの対応者と学校数

5) 宿泊を伴う活動に参加する場合の医療的ケアの対応者(複数回答可)

医療的ケアを必要とする児童生徒が、宿泊学習や修学旅行等の宿泊を伴う活動等に参加する場合の医療的ケアの対応者は、図7の通りである。一番多いのは、同行する保護者が362校、次いで看護師(特別非常勤講師等の医療的ケアのために配置された者を含む)が221校、認定特定行為業務従事者である教員(または本年度中に認定特定行為業務従事者となり、実施予定の教員)が73校であった。

(n=491)

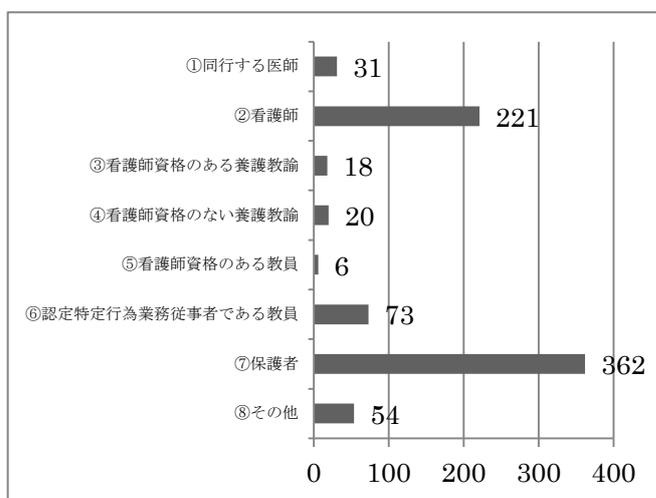


図7 宿泊を伴う活動に参加する場合の医療的ケアの対応者と学校数

6) 寄宿舎の設置の有無と医療的ケア実施の有無, 対象者の人数, ケアの内容

表6は、寄宿舎の設置の有無と医療的ケア実施の有無と学校数を示したものである。

寄宿舎を設置していない学校は357校、寄宿舎を設置しているが、寄宿舎生への医療的ケアは実施していない学校が122校、寄宿舎を設置して、寄宿舎生への医療的ケアも実施している学校が12校あった。この12校には、医療的ケアを必要とする寄宿舎生は37名いた。37名の医療的ケアの内容の主なものは、「迷走刺激装置に磁石を当てる」「てんかん発作時の坐薬の挿入」「血糖値測定」「インシュリン注射」「成長ホルモン注射」等である。

表6 寄宿舎の設置の有無と医療的ケア実施の有無と学校数 (n=491)

障害種	校(室)数
①寄宿舎を設置していない。	357校(室)
②寄宿舎を設置しているが、寄宿舎生への医療的ケアは実施していない。	122校(室)
③寄宿舎を設置して、寄宿舎生への医療的ケアも実施している。	12校(室)

7) 寄宿舎での医療的ケア対応者(複数回答可)

寄宿舎での医療的ケア対応者は、図8の通りである。「看護師が対応している」が5校あった。また、認定特定行為業務従事者である寄宿舎指導員(または本年度中に認定特定行為業務従事者となり、実施予定の寄宿舎指導員)が1校あった。

看護師の勤務については、18時まで看護師の勤務を設定して対応しているとの回答もあった。

(n=12)

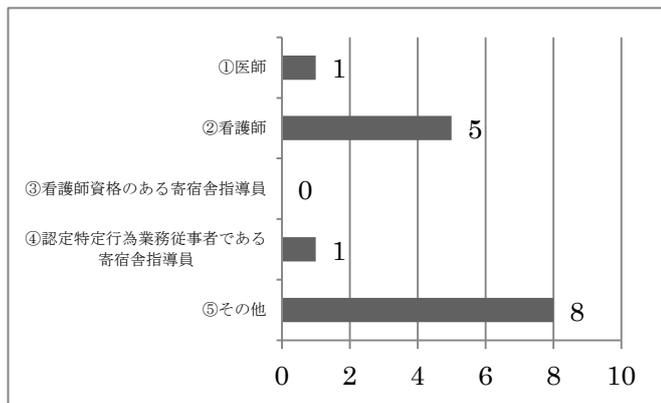


図8 寄宿舎で医療的ケアに対応する人と学校数

IV. 考察

1. 医療的ケアの実態

今回の調査では、看護師が実施している医療的ケアの内容について調査した。医療的ケアの内容としては、口腔・鼻腔内吸引(咽頭より手前まで)、経管栄養(胃ろう)、気管切開部(気管カニューレより)からの吸引等の内容が多かったが、その他の回答として、坐薬の挿入、胃ろう部の衛生管理、カフアシストの使用、義眼の装着、血糖測定、インシュリン注射、人工呼吸器の作動状況の確認等など、看護師が、さまざまな医療的ケアを実施している様子うかがえた。特別支援学校には、さまざまな医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍しており、対応も複雑化している様子うかがえた。

2. 移動手段や宿泊を伴う活動等への対応

スクールバスに看護師が添乗している学校が、221校中12校あった。医療的ケアの必要な児童生徒が乗車するときの乗車条件や規則等は各学校によって異なる様子うかがえた。

宿泊を伴う活動あるいは伴わない活動に参加する場合の医療的ケアの対応者は、いずれも保護者が多く、次に看護師(特別非常勤講師等の医療的ケアのために配置された者を含む)の順で多かったが、特に、宿泊を伴う活動については、保護者が対応することも多いことが示唆された。

移動手段や宿泊を伴う活動等への対応については、各学校で対応が異なる様子うかがえた。

今回の調査では、新制度に移行後の特別支援学校の医療的ケアの現状についての知見を得ることができた。複雑化する医療的ケアの内容や特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒への対応については、基礎的環境整備の面でより一層の充実を図る必要がある。

参考文献

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(2016). 特別支援学校等における医療的ケアに関する基礎資料.